



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 4 月 25 日 (月曜日) 第 300 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更…………… (福祉保健課) 1
- 民有林の保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について…………… (“) 2
- 歳入の収納の事務の委託…………… (山村・材振興課) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同

頁

意…………… (水産政策課) 2

○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3件) …………… (砂防課) 2

○急傾斜地崩壊危険区域の廃止…………… (“) 3

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出 (2件) …………… (農村整備課) 3

○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (“) 3

○土地改良区の定款変更の認可 (3件) …………… (“) 4

○県営土地改良事業計画の策定 (2件) …………… (“) 5

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 5

告 示

宮崎県告示第 294号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 4 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
すまいる 1 合同会社	都城市妻ヶ丘町 40 街区 3 号	すまいる 1 ホームヘルパーステーション	都城市妻ヶ丘町 40 街区 3 号

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市高城町桜木 1450 番地 1	都城市妻ヶ丘町 40 街区 3 号	令和 4 年 3 月 1 日

宮崎県告示第 295号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 4 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不田野字久保 1006-24

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字久保 1006-24 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 296号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 2 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 4 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 宮崎市大字鏡洲字荒川 1119-1、1119-2、1119-4、1119-15、1119-16、1187-1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 297号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和4年宮崎県告示第170号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

- (1) 都城市役所
岩満吉次、江夏芳太郎、新盛裕市、竹山雄二、俵迫市次郎、高橋正吉

- (2) 延岡市役所
戸高一郎、戸高喜右衛門、戸高清次、高木勝、柴田盛芳、小野義次郎、小野弘、小野重信、渡部定海、片岡武、矢野輝正、矢野盛幸

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第170号によること。

宮崎県告示第 298号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
林業・木材 産業改善資 金の貸付事 業に係る貸 付金の元利 償還金及び 違約金の収 納事務	宮崎県森林組合連合会	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
	宮崎中央森林組合	
	南那珂森林組合	
	都城森林組合	
	西諸地区森林組合	
	児湯広域森林組合	
	延岡地区森林組合	
	耳川広域森林組合	
	西臼杵森林組合	
	宮崎県木材協同組合連合 会	
	日南製材事業協同組合	
	都城地区製材業協同組合	
	西都地区製材協同組合	
西都造林素材生産事業協		

	同組合	
--	-----	--

宮崎県告示第 299号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和4年3月2日
発起人の住所及び氏名	延岡市 有限会社 櫻井海産 代表取締役 櫻井 勝盛 延岡市 和田 成弘
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区、旧鯛名漁業協同組合の地区及び旧赤水漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業、小型かつお漁業、大型定置漁業及び小型定置漁業

宮崎県告示第 300号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 小野第3地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市小野町6055番1
2	“ “ 6125番1
3	“ “ 6125番1
4	“ “ 6144番2
5	“ “ 6145番1
6	“ “ 6145番1
7	“ “ 6145番1
8	“ “ 6147番
9	“ “ 6129番1

宮崎県告示第 301号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 上三輪第3地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市上三輪町3715番
2	〃 〃 3718番
3	〃 〃 3718番
4	〃 〃 3705番
5	〃 〃 3721番乙

宮崎県告示第 302号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 野地第8地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市野地町二丁目4017番3
2	〃 〃 4018番地11
3	〃 〃 4018番地34
4	〃 〃 4017番地1
5	〃 〃 4017番地2

宮崎県告示第 303号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、平成4年宮崎県告示第1158号の第12号で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 小野第3地区

(1) 区域の表示

標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市小野町6130
2	〃 〃 6129-1
3	〃 〃 6129-1
4	〃 〃 6129-1
5	〃 〃 6144-2
6	〃 〃 6145
7	〃 〃 6145
8	〃 〃 6145
9	〃 〃 6146
10	〃 〃 6139
11	〃 〃 6129-1
12	〃 〃 6132

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	稲井義人	児湯郡高鍋町大字南高鍋 565番地

（任期：令和6年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	清山知憲	宮崎市松山一丁目6番9号
監事	山口紀昭	宮崎市祇園三丁目209番地

（任期：令和7年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	児 玉 忠	西都市大字三宅3227番地 1
理 事	久 保 一 美	児湯郡木城町大字椎木1003番地 3
理 事	福 山 三 義	児湯郡新富町大字日置 722番地
理 事	長 町 信 幸	児湯郡高鍋町大字上江 403番地
理 事	水 本 明 男	西都市大字三宅5465番地 100
理 事	松 木 繁 樹	児湯郡高鍋町大字南高鍋 12509番地
理 事	松 村 喜 博	児湯郡新富町大字日置 780番地13
理 事	吉 岡 信 明	児湯郡木城町大字椎木4081番地
理 事	郡 司 昌 幸	児湯郡新富町大字新田 12694番地
理 事	岩 岡 利 延	児湯郡高鍋町大字南高鍋 11001番地 1
理 事	川 越 伸 一	西都市大字穂北3765番地
理 事	平 下 裕 敏	児湯郡新富町大字上富田3400番地 65
理 事	本 部 博 樹	児湯郡新富町大字新田 17988番地 2
理 事	新 名 貞 智	西都市大字穂北1142番地
理 事	吉 川 廣 美	児湯郡高鍋町大字上江7293番地
理 事	本 部 明 弘	児湯郡新富町大字新田 15187番地 2
理 事	小 泉 正 浩	児湯郡木城町大字椎木 667番地
監 事	原 康次郎	児湯郡川南町大字川南 12972番地 16
監 事	緒 方 義 弘	西都市大字三宅8937番地
監 事	平 塚 貢 一	児湯郡新富町大字新田 19345番地 1

（任期：令和 8 年 3 月 29 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	児 玉 忠	西都市大字三宅3227番地 1
理 事	安 藝 眞 充	児湯郡新富町大字新田 16925番地 11
理 事	久 保 一 美	児湯郡木城町大字椎木1003番地 3
理 事	長 町 信 幸	児湯郡高鍋町大字上江 403番地
理 事	児 玉 立 雄	西都市大字三宅2630番地 2
理 事	吉 川 廣 美	児湯郡高鍋町大字上江7293番地
理 事	宇治橋 俊 美	児湯郡高鍋町大字南高鍋 10997番地
理 事	倉 永 正 和	児湯郡新富町大字上富田8716番地
理 事	宇田津 士 郎	児湯郡高鍋町大字南高鍋 11917番地 1
理 事	郡 司 昌 幸	児湯郡新富町大字新田 12694番地
理 事	壹 岐 之 人	西都市大字穂北4500番地
理 事	松 村 喜 博	児湯郡新富町大字日置 780番地13
理 事	松 浦 博 俊	児湯郡新富町大字新田 16597番地 2
理 事	小 守 敏 廣	児湯郡新富町大字日置 581番地
理 事	小 泉 正 浩	児湯郡木城町大字椎木 667番地
理 事	山 田 秋 吉	児湯郡木城町大字椎木 268番地
監 事	原 康次郎	児湯郡川南町大字川南 12972番地 16
監 事	緒 方 義 弘	西都市大字三宅8937番地
監 事	長 友 克 裕	児湯郡木城町大字椎木1085番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、清武町土地改良区（宮崎市）から令和 4 年 3 月 29 日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 4 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により

、高崎町土地改良区(都城市)から令和4年3月22日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、一ツ瀬川土地改良区(西都市)から令和4年3月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、七迫地区県営土地改良事業(日南市、防災重点農業用ため池緊急整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年4月25日から令和4年5月30日まで

3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、三財原地区県営土地改良事業(西都市、農業水路等長寿命化防災減災事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年4月25日から令和4年5月30日まで

3 縦覧場所

西都市役所農林課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和4年4月25日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	1号警備業務	令和4年7月19日(火)から同年7月28日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管

轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	令和4年5月23日（月）から同年6月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。